

ふれあい

No. 129

令和7年7月

発行所

社会福祉法人
太子町社会福祉協議会

〒583-0991

大阪府南河内郡太子町春日963-1

太子町立総合福祉センター内

TEL 0721-98-1311

FAX 0721-98-2111

<http://www.taishi-syakyo.net>

「ボッチャン」ちゃうで 「ボッチャ」やで！



令和7年5月28日(水)、太子町役場万葉ホールにて、ボッチャ体験会&練習会を開催し、約80名の方がご参加くださいました。公式コートの3分の1ほどのコートを中心にボッチャで遊びました。初対面同士でも1度遊んだら顔見知り！遊んでいる人も応援している人もみんなワイワイと楽しんでいました！

また今後も素敵なボッチャの催しを企画していきますので、ご期待ください♪

社会福祉協議会ではボッチャのセット（球、簡易コート、審判セット）を地域の活動に貸出しています。職員がルールなども説明に伺いますので、興味があれば一度ご連絡ください！



毎年7月は“社協会員募集”の月です

社会福祉協議会（社協）は、地域住民の皆様と一緒に住みよい町づくりを目指して活動する民間の団体です。行政からの補助金や受託金、共同募金配分金、皆様からいただく寄付金などを主な財源として事業を推進しておりますが、補助金などによる収入にも限界があり、さらなる地域福祉の向上を目指すために自主財源の確保が急務となっています。

本年度につきましても、『社協一般賛助会費』（1口500円）を、各地区福祉員会を通じましてご協力のお願いをしておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。また、更に社協の事業および活動にご賛同いただける方々を対象に『特別賛助会費』（1口5,000円以上）を合わせて募集させていただいておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

ご協力いただいた一般賛助会費の半額は、各地区福祉委員会の活動費として、もう半額は社協ボランティア関係事業の財源として、特別賛助会費につきましては、全額社協の福祉活動の財源としてそれぞれ活用されています。

※社協会費の納入は、直接社協事務局にお届けいただくか、“大阪南農協太子支店”から、備え付けの専用振込用紙（手数料無料）にてご協力をお願い致します。

※取り扱い口座

大阪南農協 太子支店 普通 口座番号 9737383

（福）太子町社会福祉協議会 会長 土井武久（ドイタケヒサ）

令和6年度事業報告および決算報告並びに令和7年度事業計画及び予算が承認されました！



令和7年3月に令和7年度の事業計画および予算、令和7年6月に令和6年度の事業報告および決算報告についてそれぞれ審議が行われました。いずれも理事会及び評議員会で原案どおり承認されました。

令和7年度 事業計画

1. 社協組織の強化と財源基盤の強化

- ①三役会・理事会の開催
- ②評議員会の開催
- ③監査の実施
- ④その他諸会議の開催
- ⑤役員研修会の実施及び各種研修会への参加
- ⑥保健・福祉・医療関係機関・団体との連携の強化
- ⑦社協会員の加入促進（一般賛助会員・特別賛助会員・組織構成会員）
- ⑧自主財源の確保（郵便切手類販売・自動販売機設置など）
- ⑨広報・啓発活動の推進
 - ・社協広報紙『ふれあい』の発行（3回／年）
 - ・ホームページの運営、SNSを情報発信ツールとして活用
- ⑩適正な事業運営と事務の透明性の確保及び財政規律の強化
- ⑪社会福祉法人としてのコンプライアンス（法令遵守）の徹底
- ⑫地域福祉活動の支援にかかる連携協定に伴う政策協議・実務協議の開催

2. 地域福祉事業の推進

- ①地区福祉委員会活動の充実と運営の強化
 - ・委員会の開催及び委員研修会の実施
 - ・地区ふれあい（なかよし）広場及び世代間交流事業の充実
- ②小地域ネットワーク活動の推進
 - ・いきいきサロン活動の推進及び見守り友愛訪問活動の推進
 - ・いきいきサロン代表者連絡会及び研修会の開催
- ③地域福祉活動計画に沿った取り組みの推進
- ④生活支援コーディネーターによる地域包括ケアシステム構築の推進
 - ・SASAE 愛太子（地域づくり協議体）による地域づくりの推進
- ⑤コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による伴走型支援の推進
- ⑥地域共生社会の実現に向けた重層的相談支援体制整備の推進
 - ・地域力強化支援員による「支え合いつながるまち」の推進
 - ・相談支援包括化推進員による多機関協働の包括的支援体制づくりの推進
- ⑦車イス移動車（ふれあい号）貸出し事業の実施
- ⑧町と連携した移動・外出支援事業に関する取り組みの推進
- ⑨民生委員児童委員協議会と連携した地域福祉の取り組みの推進
- ⑩地域の防災減災の取り組みに関する勉強会・研修会の実施
- ⑪防災訓練等への参加・協力
- ⑫施設連絡会による地域貢献事業の推進
- ⑬福祉教育（学習）に関する取り組みの推進

- ⑭ICTを活用した地域や属性を超えたつながりづくりの推進
- ⑮生活総合機能改善機器を活用した介護予防の推進
- ⑯ご長寿お祝い金事業（町会自治会加入の90歳・100歳）の実施
- ⑰安心・安全ウォーキング事業の推進

3. ボランティア活動の推進

- ①ボランティアグループリーダー連絡会の開催
- ②ボランティア活動保険の加入促進
- ③ボランティア登録・斡旋の円滑化
- ④ボランティアグループ立ち上げ支援・活動支援及び活動助成金の交付
- ⑤ボランティア養成講座・研修会・交流会の開催
- ⑥手話通訳者養成講座の実施
- ⑦町内のフリーマーケット・イベントへの参加協力
- ⑧夏のボランティア体験プログラムへの参加
- ⑨ボランティア活動に関する情報提供
- ⑩社協広報紙『ふれあい』へのボランティア情報の掲載（1回／年）
- ⑪被災地支援ボランティア活動の推進及び継続的な活動の実施
- ⑫大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者の育成
- ⑬各種養成講座の実施
- ⑭有償ボランティア活動（生活支援）への取り組みの推進と他団体との連携強化

4. 相談援助業務の充実と強化

- ①心配ごと相談事業の実施
- ②コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による総合生活相談援助業務の実施
- ③相談支援包括化推進員による多機関との協働の包括的な相談・支援の実施
- ④成年後見人制度利用に関する相談・支援の実施
- ⑤福祉サービス苦情相談の受付業務の実施
- ⑥商業と福祉の連携による相談経路の拡大と相談業務の強化（商福連携）

5. 大阪府生活福祉資金の貸付事業

- ①低所得者、失業者、高齢者及び障がい者の世帯を対象にした資金貸付窓口業務
 - ・福祉資金
 - ・教育支援資金
 - ・総合支援資金
 - ・不動産担保型生活資金
 - ・小口生活資金
- ②特例貸付債権管理事業
 - ・個々の状況に配慮した償還猶予等の案内を含むフォローアップ事業
 - ・生活再建支援事業

6. 生活困窮者世帯への支援の実施

- ①『愛の小箱』（独自事業）運営による生活困窮者及び低所得者福祉対策の実施
- ②年末年始レスキュー太子事業の実施

- ③自立相談支援機関「はーと・ほっと相談室」との連携
- ④新型コロナ特例貸付借り受け世帯に対するフォローアップ支援の実施

7. 日常生活自立支援事業の運営

- ①住み慣れた地域での在宅生活支援
- ②利用者の立場に立ち、信頼関係を大切にした対応と支援
- ③事故・トラブル等の予防対策の整備と事務の透明性の確保
- ④中核機関（権利擁護センター）とのすみ分けに関する研究

8. 善意銀行事業

- ①善意で寄せられた寄付金及び物品の適正な管理
- ②住民や住民活動に還元できる効果的な運用の実施
 - ・ヘルストロン、生活総合機能改善機器の設置
 - ・継続的なスマホ講座の実施

9. 町共同募金会事務局の運営

- ①赤い羽根共同募金運動の実施（10月1日～）
- ②歳末たすけあい運動の実施（12月1日～）
- ③適正な運営と事務の透明性の確保

10. 福祉と人権に関する取り組みの推進

- ①社会的な援護を要する人々へのソーシャルインクルージョン（社会的包容）に関する取り組みの推進
- ②社会による排除・摩擦や社会からの孤立等の人権問題に関する研修会への参加
- ③個人情報の適切な取り扱い
- ④役職員を対象にした人権研修等による人権啓発の推進

11. 受託事業の適正な運営と事務局業務の実施

①大阪府社協受託事業

- ・大阪府生活福祉資金申請窓口業務
- ・緊急小口資金等の特例貸付の仮受人へのフォローアップ支援事業
- ・日常生活自立支援事業

②大阪府共同募金会受託事業

- ・太子町共同募金会事務局業務

③太子町受託事業

- ・総合福祉センター指定管理者業務（2025～2029）
- ・生活支援コーディネーター配置事業
- ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業（多機関協働事業）
- ・地域力強化推進事業（多機関協働事業）
- ・サロン送迎事業
- ・高齢者介護予防健康管理事業（地域リハビリテーション活動）
- ・ふれあい農園事業
- ・配食事業（「食」の自立支援事業）
- ・手話通訳者養成講座事業
- ・太子町老人クラブ連合会（和光会）事務局業務
- ・太子町身体障害者福祉協議会事務局業務
- ・太子町母子寡婦福祉会事務局業務
- ・太子町手をつなぐ親の会事務局業務
- ・太子町遺族会事務局業務
- ・日本赤十字社大阪府支部太子町分区分事務局業務
- ・太子町生きがい人材センター事務局業務

令和7年度予算 及び 令和6年度決算

（単位：円）

収 入	令和7年度予算	令和6年度決算	支 出	令和7年度予算	令和6年度決算
会費収入	1,840,000	1,829,500	人件費支出	70,568,000	71,086,754
寄付金収入	450,000	360,000	事業費支出	22,983,500	21,972,799
経常経費補助金収入	44,049,000	44,059,816	事務費支出	1,330,000	1,219,101
受託金収入	54,156,000	53,163,838	貸付事業等支出	100,000	80,000
貸付事業等収入	100,000	80,000	助成金支出	3,662,000	3,706,851
負担金収入	265,000	345,000	負担金支出	258,000	253,150
受取利息配当金収入	20,000	46,922	その他の支出	0	0
その他の収入	600,000	747,512	返還金支出	0	0
施設整備等による収入	0	0	施設整備等による支出	374,000	374,000
その他の活動による収入	0	0	その他の活動による支出	3,149,000	2,795,880
積立資産取崩収入	0	0	予備費	200,000	0
前期末支払資金残高	37,233,464	37,233,464	当期末支払資金残高	36,088,964	36,377,517
計	138,713,464	137,866,052	計	138,713,464	137,866,052

※上記の決算関係書類については「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」ホームページより閲覧できます。

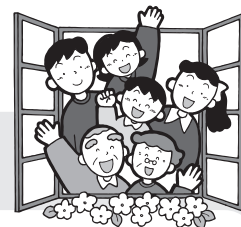
社協へのご支援ありがとうございます

令和7年1月～5月までの間に、社協へご寄付いただきました皆様

（単位：円）

寄付者芳名	金 額	寄付者芳名	金 額	寄付者芳名	金 額
島 津 雅 則	10,000	澤 田 文 男	10,000	五十川 美恵子	20,000
匿 名	5,000	向 井 寿 雄	10,000	石 本 陽 一	10,000
岩 田 誠	10,000	辻 宅 一 博	10,000	角 田 勝 子	5,000
母子寡婦福祉会	5,000	佐 藤 正 道	10,000	ひかりのこどもたち 大阪支部	10,000
大 杉 久 容	10,000	筒 井 有利子	10,000	小 寺 正 人	77,000

（順不同・敬称略）



手をつなぐ親の会総会 +BBQ 大会

5月10日(土)手をつなぐ親の会の総会と総会后に福祉センターでBBQ大会を実施しました。午前中は令和6年度の決算報告、今年度の予定を立てたあと、午後からはお待ちかねのBBQがスタート！

定番のお肉に海老やホタテといった海鮮のほか、会員さんが持っている畑で大切に育てた野菜やそれらを使った野菜ソースは自分で好きな具材を挟んで作るホット

ドックとの相性が抜群。デザートには大人気のマシュマロと福祉センター内に実ったさくらんぼ、澄み渡った青空の下でテントを張って大勢で食べるBBQは最高でした。今年は子どもたちが野菜をカットしたり、下ごしらえされた野菜を運んだり、子どもの成長も感じた1日でした。



スマホ講座 in 大阪・関西万博

5月22日(木)にスマホ講座の補助などの活動をしているボランティアグループ「スマスマ」の主催で、大阪関西万博でのスマホ操作実習が開催されました。事前準備にたくさんの時間をかけて、万博IDの取得からイベントの予約抽選の申込みなどを行いました。当日はSNSを活用してパビリオンの混雑情報の共有など、デジタル化に取り残されずにEXPO2025を存分に満喫されました。



三地区福祉委員会合同防災研修会

3月1日(土)に万葉ホールで地区福祉委員会の三地区合同防災研修会を実施しました。講師には日本で数少ない災害看護について研究されている四天王寺大学の亀井縁先生をお招きして、災害時に生き抜くために必要な準備についてお話を伺いました。講義だけでなく、発災直後から時間の経過ごとに自分は何をするかをイメージする「目黒巻き」の作成など、普段からの準備の大切さを改めて考える機会となりました。



■ 商福連携ネットワーク構築(笑福連携)事業に取り組んでいます！

今年1月より少しずつ、太子町内のお店や事業所など、商いをしている方々の元へ、地域包括支援センターの職員と太子町社会福祉協議会の職員とで訪問しています。

太子町内の困りごとを一緒に考え、対応していけるように、チラシを見ていただきながら、事業の主旨を説明し、ご理解をいただけるよう取り組んでいます。

「この前来てくれはった時となんか様子が違うなあ…。」「いつもお店の前散歩しているけど、最近歩くのしんどそうやねんなあ。」、など日々顔を合わせる、見かけるからこそわかる、気づきがあります。お店の方からも「気になるけど、どこに相談したらいいのかわからなかった。」などの言葉もありました。

今後も行政、福祉の関係者だけではなく、太子町で生活する様々な方と協力し合い、より安心して暮らせる太子町になるよう連携していきたいと思っています！



■ 重層的支援体制整備事業 庁内研修会を開催しました！

令和7年6月2日(月)太子の森にて重層的支援体制整備事業について太子町役場の職員が22名、太子町社会福祉協議会の職員が4名、合計26名で合同研修を行いました。



耳慣れない言葉だと思いますが、「重層的支援体制整備事業」とは簡単に説明すると、住民さんの困りごとなどをいち早く察知し、適切な支援へと繋げるための協力体制を強化するための事業です。令和元年から先進的に取り組んでいる太子町ですが、今回の研修で役場職員、社協職員共に理解を深め、さらに体制の充実した太子町を目指していきます。

『SASAE 愛太子』が 開催されました

『SASAE 愛太子』は、住民さんと行政・社協などが、地域の支え合いの仕組みづくりについて、町全体で考えていくべきことを整理し、住民さんが活動しやすい仕組み・制度を考えていく話し合いの場です。



4月25日(金)今年度の第1回目の協議体『SASAE 愛太子』が開催されました。今回は、昨年度後半の協議体において、参加者の皆さんから出された沢山のご意見の中から、今後の協議体で掘り下げて考えていくテーマについて、意見交換を行い、皆さんの意見の集約を行いました。

令和7年度の献血の予定は以下の通りです。

令和7年7月25日(金) 場所 町立保健センター
11月21日(金) 時間 10:00～12:00
令和8年3月27日(金) 13:00～16:00

「誰かの明日を考える。」

はたちの献血」



冬季にしいたけ栽培をされているロマンティック農園様から、菌床の入れ替えに伴い堆肥用の菌床を寄付していただきました。福祉センターの農園の土壌改良に活用させていただきます。ありがとうございました。



あなた暮らしを守るサービスです ～日常生活自立支援事業～ (旧：地域福祉権利擁護事業)

日常生活自立支援事業というむずかしい名前ですが、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などの支援を社会福祉協議会が行います。

- ・福祉のサービスが利用できない(福祉サービス利用に必要な手続きを行います)

- ・お金のやりとりとに自信がない(福祉サービスの利用料を支払う手続きを行ったり、年金の振込みを確認したりします)
- ・通帳の管理が心配(通帳や大切な書類をお預かりします)

詳しいことは、
太子町社会福祉協議会事務局
(☎98-1311) までお気軽に
お問い合わせください。



ボランティア体験プログラム

今年もボランティア体験プログラム【テーマ：夏☆ボランティアでいい汗流そう！】を実施します。今年は例年のプログラムのほか、センター内にある喫茶体験ではボランティア体験に来た方しか提供できない幻のメニューや、高齢者サロンでのポッチャやネイル体験など、ボランティアをする（お世話する）のではなく、ボランティアに参加する人もその場に一緒に参加して楽しむ内容となっております。ボランティアは知る・聞くだけでは限界もあり、体験することが何より大切です。

詳細は太子町社会福祉協議会ホームページ等でご確認ください。内容によっては対象年齢を設けていますが子どもから大人、お年寄りまでみなさんが参加できる内容となっておりますので、ぜひボランティアのきっかけづくりにご参加ください！



ひとり親家庭(母子・父子)親子「夏休み体験会」を開催します！

夏ならではの野外体験をしませんか？

日 時：8月3日(日) 10時から14時まで(ドローン操縦からの参加も可)

内 容：竹を使ったご飯作り&ドローンの操縦体験

参加者：太子町内に在住のひとり親家庭(母子・父子)の親子

参加費：会員家族1人300円 非会員家族1人500円

※ドローンからの参加もOK 会員家族は無料 非会員家族1人100円
当日入会も歓迎します。家族会費 年500円

場 所：太子町立総合福祉センター

締め切り：7月25日(金)

・お申込み、体験会の詳細等はお電話、または公式ラインまでご連絡ください！ ☎：0721-98-1311

ひとり親家庭(母子・父子)親子 夏休み体験会

～竹を使ってご飯作り&ドローンの操縦やってみよう！～



ご長寿お祝い 事業(改正) のお知らせ

(お祝金の金額等が
7月1日より改正
されます)

太子町社会福祉協議会では、太子町に居住され、町会・自治会に加入(5年以上継続して加入)されている満90歳のお誕生日を迎えられた方に、ご長寿をお祝いしてお祝いの品(太子町社協指定の品)を、また、満100歳のお誕生日を迎えられた方にはお祝金(10,000円)とお祝いの品(太子町社協指定の品)をお贈りし

ます。

該当される方は、太子町社会福祉協議会事務局(☎98-1311)までお知らせください。

※お祝金の申請期限は、お誕生日を迎えられてから1年以内とさせていただきます。



心配ごと相談

・相談日 毎月10・25日
(但し、土曜日の場合前日
日曜日の場合翌日)

・相談員 民生委員児童委員・主任児童委員
社会福祉協議会職員
・相談時間 午後1時30分～3時
・場 所 太子町役場1階相談室

社協は“誰もが安心して暮らせる福祉の
まちづくり”をめざしています。



編集後記

“ふれあい”第129号をお届けします。

太子町社会福祉協議会に、福祉に関することでご意見がありましたら、どんなことでも結構です。

“皆様の声をお寄せ下さい”

TEL 98-1311

FAX 98-2111

この広報紙の発行には赤い羽根共同募金配分金の一部を活用しています。